



所議第 313 号

令和3年11月8日

所沢市議会政策研究審議会

会 長 扇 原 淳 様

所沢市議会議長 大 舘 隆 行

諮 問 書

所沢市議会政策研究審議会条例（平成28年条例第4号）第2条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会のご意見を賜りたく、諮問いたします。

記

1 諮問事項

所沢市議会基本条例の一部改正（案）の妥当性について

2 諮問の理由及び背景

議会改革に関する特別委員会では、これまでに所沢市議会議員政治倫理条例について、調査・研究を進め、委員会提出議案により当該条例の一部改正を行いました。

また、本審議会への諮問・答申を経て、所沢市議会における災害対応マニュアル・議会機能継続計画（BCP）も策定が完了しています。

これらの条例改正や計画策定に付随しまして、所沢市議会基本条例の一部改正について当委員会で協議を重ねてまいりました。

所沢市議会基本条例は前回の改正から約5年が経過し、時代とともに社会情勢の変化や災害対応などの新たなニーズに対応することが議会に求められていること、また、一般質問の一問一答方式が主流となるなどの実態に則する条文への

修正も必要と考えられることから、これらの内容を議会基本条例に反映すべく、既存条例の見直しに加え、新規の追加条文も検討し、このたび、当委員会として所沢市議会基本条例の一部改正（案）を作成しました。

つきましては、当委員会で作成しました所沢市議会基本条例の一部改正（案）の各条文をこれまでの当委員会における協議に則し、所沢市議会基本条例の条文に位置付けることの妥当性につきまして、ご審議賜りたく、諮問を依頼するものです。

（所管：議会改革に関する特別委員会）